

補助対象経費、補助基準額、補助率及び補助金額の算定方法

1 事業内容	2 補助対象経費 (消費税及び地方消費税は除く。)	3 補助基準額	4 補助率	5 補助金の額の算定方法
(1) 中山間地域等・離島等地域における採用活動の支援	・ 運賃（ただし、合理的な行程による必要最小限度の経費に限る。） ・ 宿泊費（ただし、離島等地域に所在する事業所に限り、合理的な必要最小限度の経費に限る。）	30 万円	10 分の 10	実支出額と 3 に定める補助基準額を比較して少ない方の額
(2) 経験年数が短い訪問介護員等への同行支援	同行者の人件費	(中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合) 30 分未満の同行支援 1 回につき 3,500 円 30 分以上の同行支援 1 回につき 5,000 円 (中山間地域等・離島等地域以外に事業所が所在する場合) 30 分未満の同行支援 1 回につき 2,500 円 30 分以上の同行支援 1 回につき 4,000 円 <u>※上記、いずれの場合も経験年数が 1 年未満の訪問介護員等 1 人につき 30 回まで</u>	10 分の 10	
(3) 経営改善の支援	・ 専門家との委託契約に係る委託料（報酬や報償費として支払う場合は、報酬、報償費を含む。） ・ 臨時職員雇用に係る人件費	40 万円	10 分の 10	実支出額と 3 に定める補助基準額を比較して少ない方の額
(4) 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援	登録ヘルパー等を常勤職員として雇用する場合に必要な賃金等（法定福利費等を含む。）の差額	常勤化する登録ヘルパー等 1 人につき 1 月当たり 10 万円（3 か月まで）	10 分の 10	
(5) 介護人材・利用者確保のための広報・採用活動に関する支援	・ 事業所が介護人材や利用者の確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費や広報宣材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等の広報に要する経費	・ 法人の申請する訪問介護等サービス事業所が 1 事業所の場合：1 事業所当たり 80 万円 ・ 法人の申請する訪問介護等サービス事業所が 2 事業所の場合：1 事業所当たり 40 万円 ・ 法人の申請する訪問介護等サービス事業所が 3 事業所以上の場合：1 事業所当たり 30 万円	10 分の 10	実支出額と 3 に定める補助基準額を比較して少ない方の額 補助基準額は（変更）交付決定時の申請事業所数で判断する。